

# 六所家総合調査だより

第7号

平成22年(2010)8月発行



周尺（高野尺）

六所家旧蔵資料に伝わる尺定規。裏面に「本云周尺大師御傳大安寺有之三宝院」とあり、弘法大師が伝えたもので、大安寺（奈良県奈良市）から高野山三宝院（和歌山県高野町）へ移ったものと記される。『紀伊続風土記』高野山之部・巻59で高野尺について「此山にては高野尺とて呉服尺に諸国通用の鯨尺より四歩短をもちゆ」とあるが、本資料は高野山で利用されていた現存例が知られていない高野尺の可能性がある。また同書には「法義の道具等仏像経巻の短長を計るには東大寺尺・大安寺尺など数品の異あり」ともあるので、伝来過程から考えれば大安寺尺との可能性も考えられよう。

## 特集【平成21年度 六所家総合調査概報】

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| 東泉院と建穂寺——一通の高札写から——    | 湯之上 隆(2)  |
| 富士山東泉院朱印領の成立事情         | 菊池邦彦(4)   |
| 六所家主屋に残された御靈屋          | 松田香代子(14) |
| 中世後期から近世初期における東泉院支配の推移 | 大高康正(20)  |

富士市立博物館

特集 平成二十一年度 六所家総合調査概報

東泉院と建穂寺

一通の高札写から

湯之上 隆

御朱印  
南亭中石事有不及  
沙波山林の前行本号不登盤  
令代探事法停止と早君於  
遠犯之革考可處嚴神也  
彷彿如

東泉院旧蔵の中世文書十数点のなかから、駿河国建穂寺の高札写（縦26・3センチ、横19・0センチ）が見つかった。

御朱印

当寺庭中木石事者不及

沙汰、山林門前竹木号所望濫

令伐採事、堅停止之畢、若於

違犯之輩者、可處嚴科者也、

仍如件、

天正十五年二月二日

建穂寺

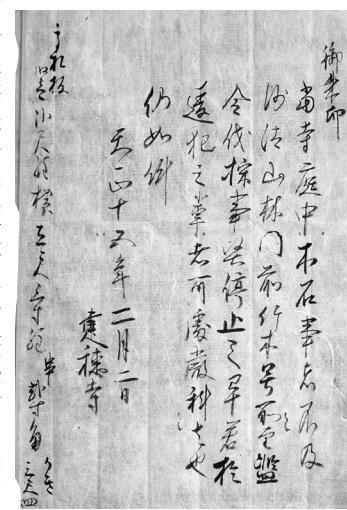
堅式尺程、横毫尺三寸程、串式寸角かき  
三反四

高札

この高札が掲げられていた建穂寺は、駿河国安倍郡建穂（現静岡市葵区建穂）に明治初年まであった寺院である。白鳳十三年（六六二）、法相宗の道昭開創、養老七年（七三三）行基再興と伝えるものの、鎌倉時代までの実相については明らかでないところが多いが、戦国時代には武田氏から六〇三俵余を認められた駿府周辺の最大規模の寺院であった。「建穂」は現在「たきょう」と読まれているが、建穂寺の近辺に位置して式内社であった建穂神社は「延喜神名帳」に「建穂神社」という振仮名がつけられている。また、弘治三年（一五五七）二月十八日、駿府滞在中の山科言継は、建穂寺本堂で稚兒舞を見ていて、「建穂へ罷向」という注記が見える。

建穂寺が明治初年に廃寺になつたあと、現在は建穂町内会が管理する建穂観音堂

ともに惣社で最勝講を執行していた。



〔写真〕 建穂寺高札写（東泉院旧蔵）

初めに掲げた高札写とほぼ同文で、しかもその形状まで記したものが、新庄道雄『駿河国新風土記』卷十八安倍郡五（文政十三年（一八三〇））（内閣文庫173—94）に収録されている。

大門ノ前ニ、右ノ方、下馬札アリ、左ノ方ニ高札アリ、其文ニ、

当寺庭中木石事者不及

沙汰、山林門前竹木号

所望懲令伐採事、堅

停止之畢、若於違犯之

輩者、可為嚴科者也

天正十五年二月二日

建穗寺

二点の高札写には朱印の有無や若干の字句の異同が見られるが、同じものと考えてよいであろう。両者を総合すれば、建穗寺の高札は、将棋の駒型を横に長くした形をし、縦約六〇・六センチ、横約三九・四センチで、大門の左に、約六・一センチ角の二本の棒により、約一〇三センチの間に立てられていたことがわかる。東泉院に伝わった写には高札の寸法や問い合わせで記されていることからみて、現場で採寸されたものであろう。

徳川家康は、天正十年（一五八二）二月二十一日、敗走する武田軍を追つて駿府に陣をとった。家康が建穗寺に最初の禁制を与えたのは、その翌日のことであった。これはこの年正月、建穗寺が家康のために祈禱を行なつたことに対する返礼である。天正四年の火災で焼失した建穗寺觀音堂の勧進が始まり、翌年二月二日には駿府城の修築が開始されおり、先に掲げた高札は、駿府の街づくりに伴う、家康の建穗寺を重視する保護の表れであろう。

ではなぜ、建穗寺の高札写が東泉院に伝来したのであろうか。

建穗寺には学頭の菩提樹院と衆徒三二坊があり、そのひとつ青華（花）院を住坊とする快温は東泉院を兼帶したことから、「東泉院快温」とも呼ばれ、東泉院と建穗

寺が何らかの関係をもつていたことは、『建穗寺編年』の記事によつてわずかに知られるのみで、詳細は不明であった。東泉院旧蔵資料から新たに見つかった、真言密教の奥義を説く『御口決集』は、慶長十七年（一六二二）、京都智積院において、『駿州建穗寺住僧快温舞能房』により書写されたものである（伊藤聰一六所家（東泉院）旧蔵『御口決集』について）（六所家総合調査だより）六号、一〇一〇年）。これによつて東泉院と建穗寺が深い関わりをもつことがいつそう明らかになつた。東泉院旧蔵の「富士山五社惣別當東泉院代々住持帳」「東泉院代々先師出等」によれば、快温俊房は遠江の生まれで、師は勝温堯俊房、初め建穗寺青華（花）院に住し、東泉院に移つて住持二十四年、中門を建て、聖教を書写し、正保四年（一六四七）七月十六日に没した。享年七〇歳余りであった。

初めに掲げた建穗寺の高札写は、東泉院との深い由縁によつて、東泉院に伝わることになったのである。

建穗寺は元和六年（一六二〇）四月、醍醐寺報恩院末となり、近世初期報恩院六世の寛済の時の「報恩院末寺帳」（大日本古文書醍醐寺文書）五に、「菩提樹院（建穗寺領）」と記されている。また、正保三年（一六四七）七月、聖護院の本山派修驗から醍醐寺報恩院末に変わつていた東泉院も「東泉院（花押）」と書上げられて、翌年に没した快温の名も見える。

林羅山『丙申紀行』などには、役行者による建穗寺の開創を伝えており、青華（花）院は修驗であったとみられる。中世後期に村山修驗の勢力下にあつた東泉院と建穗寺のつながり、さらに醍醐寺との関連を解き明かす作業は、不明の点が多い地域修驗の実態と役割、修驗道教団の本山派と当山派による教線の拡大と摩擦および組織化の過程について、多様な知見をもたらすであろう。

また、東泉院は永禄十三年（一五六七）正月に、駿府周辺のもう一つの大寺である久能寺の末寺となつてゐる。加えて久能寺は建穗寺とも密接な関わりをもつていた。これら三つの寺院の関係と、その周辺の寺院との間に取り結ばれる僧侶と修驗のネットワーク、さらに権力との関係を明らかにする作業は、今後の重要な課題として残されている。

# 富士山東泉院朱印領の成立事情

菊池 邦彦

富士山を山号とする東泉院は、富士郡下方五社（いづれも浅間神社）の別当職を有し、将軍の病氣平癒や富士山の鎮火を祈願し、年中行事や祭礼などの儀礼を執行する当地域における宗教的権威であった。近世の五社の社人などの文書では、東泉院をさして「御別當様御役所」・「御別當様御役人中」・「富士五社物御別當様御役人中」などと記されている。

一方、東泉院は近世には一九〇石余りの朱印領を有する世俗的領主でもあった。所領の村々からの文書には、その宛所を「御地頭様御役所」・「御地頭様御役人衆中」、あるいは今泉村上和田に所在したことから「和田御役所」・「和田御地頭様御役人中」などとも記している。

小稿では、この東泉院領成立の一端を、近世初頭の東泉院文書を手がかりに、駿河国の領主支配との関連を中心に考えてみたい。

## 一 豊臣秀吉朱印状と稻葉兵庫頭書状

東泉院領は、天文十六年（一五四七）八月に、今川義元から五社別當大納言宛に、下方五社の別當職など合わせて米方七五石余と代方五八貫文の判物が出されたのが、今のところ最初である（『静岡県史料』第二輯、三四〇三五ページ、『静岡県史』資料編7中世三一八五四号）。

しかし、当地域が戦国期に今川・北条・武田氏の領国争奪の場となつたため、その支配は時々の政治・軍事情勢によつて大きな影響を受けたものと思われる。先の判物にも、天文六年の河東一乱の際、東泉院当主別當大納言が北条方に一時連れ去られたことが記されている。また、その二年前の天文四年には甲州衆の侵入・放火があつたことが知られている（今川氏輝判物『静岡県史料』第二輯、三四〇三六号）。武田氏の当地域への介入は、東泉院に宛た

天正十年（一五八二）三月武田氏が滅亡すると、駿河国は徳川家康の領国となつた。また、同年六月織田信長が本能寺にたおれると、甲斐と南信濃がこれに加わつた。いわゆる五か国領有時代であるが、当地域に対する家康の具体的な支配の様相は必ずしも明らかではない。東泉院周辺では、徳川家の七か条定書が天正十七年十一月二三日に小泉へ、十二月四日に厚原へ、十二月二八日に大淵に出されている。この七か条定書は天正十七年から翌年にかけて行わたれた五か国惣検地と密接な関係のもとに出来ていると考えられているが、東泉院領においては、今のところその檢地の痕跡を見いだすことはできない。たとえば、甲斐国國中地方では、同様に七か条定書が発見されているが、檢地の結果、俵高による伊奈能蔵の黒印状が天正十七年から十八年にかけて寺社や個別領主に出されている。しかし、東泉院文書をはじめ当地域には、家康政権から出された俵高制の文書は今のところほとんど見出されていない（唯一、北山本門寺文書中の天正十八年三月十日付本門寺重須御納所宛井出正次奉書『静岡県史料』第二輯、四三〇ページ、に御縄打の文言と俵高が見られる）。この他、同書六八四ページの庵原郡由比浅間領にも俵高表示がある）。

天正十八年（一五九〇）七月、小田原北条氏の滅亡後、徳川家康が関東に移封されると、駿河国は太閤秀吉の勢力下に入り、東泉院も天正十八年十二月二八日付で秀吉から富士別當領下方郷内一九〇石を、「今度の檢地之上を以つて」安堵されている。

## 【史料1】（東泉院領安堵豊臣秀吉朱印状）（『静岡県史料』第二輯、三九〇四〇ページ、『静岡県史』資料編7近世一四四八号）

（現存）  
駿河国富士別當領下方郷内百九拾石事、任當知行之旨、今度以檢地之上、右高頭請取之、全令寺納、祭祀・修理・供僧・社人已下、如有來致支配、可執行之、然上者、如前々諸役并山林竹木等令免除候也

天正十八年十二月廿八日（朱印）（豊臣秀吉朱印）

元亀三年（一五七二）・天正三年（一五七五）の武田家朱印状・判物禁制によって

も知ることができ（『静岡県史料』第一輯、八四〇八七ページ、『静岡県史』資料

当地域では、少なくともこの時点では豊臣政権により石高制が導入され、今川氏時

東泉院  
惣別當

代の七十五石余と五十八貫文の所領が一九〇石に評価されたようである。

しかし、東泉院領にかかる地域で、秀吉の朱印状の文言に見られる「檢地」がどの程度実際に行われたのかは明確ではない。この時、東泉院の所在する富士郡内では同じ十二月二十八日付で永明寺に八石（原田郷）、安養寺に七石（杉田郷）、村山辺方に七五石（村山郷）、富士浅間本宮神領（大宮浅間神社）三八〇石（黒田郷）、七二石・中里郷二石・賀嶋郷一六二石・油野郷二石・他二石・石未満省略、富士大宮司并惣人領（大宮浅間神社）四一二石（大宮郷）、一五五石・厚原郷一八九石・須津郷六七石・石未満省略、富士別当供僧領（宝幢院）一二三石（天満郷五五石）、精進川郷八石・大宮郷五九石・大悟庵九石（星山郷）、先照寺一六石（青見郷）、本門寺五〇石（北山郷）が、秀吉朱印状によつて宛行われている。また、十日前の十一

二月十八日には、大宮浅間神社の富士段所與八郎宛に四五石（大宮郷）、富士公文宮内少輔宛七七石（大宮郷七三石・青山郷内別所村四石）が同様に宛行された（いづれも『静岡県史料』第一輯）。これらの安堵状は豊臣政権が駿河国富士郡内の寺社等に一齐に出したものと考えてよいであろう。

しかし、ここで注意したいのは、東泉院以外はそれぞれの寺社等の當知行が所在する郷村が明示されているのに対し、東泉院のみ「下方郷内」とされている点である。たしかに表現としては同じ「○○郷内」ではあるが、前者のそれぞれの郷名が

領の特徴として指摘できる（なお、『静岡県史』資料編9近世一、一九九二年、解説一一五一ページでは、東泉院領一九〇石は富士浅間社（大宮浅間神社）領千石余の中に含まれるものと記述され、資料編の編成も〇二二～二六ページの「富士浅間社」の項目の中に東泉院領の朱印状二通【史料1】・【史料3】を含めているが、かかる史料の編成は誤りであると言わざるを得ない。大宮浅間神社領と東泉院領は別のものであり、前者の所付けに東泉院領一九〇石を加えると千二百石にもなる）。

年未詳ではあるが、東泉院にはこの時の朱印状下付に關係すると思われる、次の文書が残っている。

【史料2】（東泉院長仁宛稲葉兵庫頭書状）（『静岡県史料』第一輯、八七ページ）

〔現存〕

今度雪山御上洛<sup>三</sup>て、上様御目<sup>二</sup>被見候處、被懸御言葉、一段<sup>三</sup>御懇之儀共候、如前々五社浅間領無別条相調、於我等式大慶<sup>二</sup>存候、則於下方、本地<sup>二</sup>不相替可有御請取候、若相違之儀候者、御上署<sup>三</sup>て可被得上意候、恐々謹言

壬正月二日

稻葉兵庫頭

重執（花押）

東泉院長仁

御宿所

富士市・富士宮市の近世村落に比定できるのに対し（賀嶋郷のみ近世村落よりは広域である）、「下方」の範囲は須津庄を除く富士郡を二分した場合の下方であり（異説あり）、相当広範囲にわたっている。東泉院領の所在地も明示されず、具体的な所付けがなされていないのである。これは、東泉院を上回る石高の富士浅間本宮の諸主一万二千石、天正十三年七月兵庫頭叙任、慶長三年十月三日卒<sup>一</sup>）のことで、羽柴秀吉の馬廻り衆を務め、以来近侍したという（『寛政重修諸家譜』卷第六〇七、『新訂版』第十、一八三ページ、『戦国人名辞典』二〇〇六年、一一一ページ、この他『藩翰譜』・『系図纂要』などの稲葉系図も重通を兵庫頭とする）。また、稲葉重通は春日局の養父でもある（『寛政譜』同巻、一八四～一八五ページ）。駿河国と秀吉の接点を考えると、閏正月二日は天正十九年（一五九二）を宛てるのが妥当であろう。時期は一時的についたとしても、そこからの年貢収入によって年中行事などの儀礼が執行され、社人や神主をはじめ東泉院自身の生活が成り立っていたはずである。何故明確な所付けがなされたかったのか、その理由は今後の調査研究によつて明らかにしてゆく必要があるが、ともかくこの点が秀吉の朱印状発行時ににおける東泉院

この書状は東泉院長仁に宛られており、「雪山」はこの時点では東泉院当主ではない。

彼は上洛して朱印状下付に尽力し、秀吉から声をかけられるほど懇ろな関係で、政治力のある人物となる。その結果、東泉院はこれまで通りの所領（本地二不相替）を安堵される結果となつたのである。

なお、明和四年（一七六七）の東泉院「御由緒書」では、「慶長年中（一五九六）一六（一四）に大権現様（徳川家康）が東泉院住持雪山に御目見えを許し、浅間社領一九〇石余が寄進され、その際懇ろの上意があつた旨、稻葉兵庫頭から東泉院先住長仁に宛てた書状を所持している」としているが（『六所家総合調査だより』第一号、二〇〇七年、翻刻は『富士山縁起の世界』二〇一〇年、六四ページ、「閏正月」は慶長年間ではなく、右記のように考えられる。

おいても慶長四年検地が行わたことが実証された。

本檢地帳は一部または全部が元禄頃の写である可能性も考えられ、その詳細な分析は別の機会に果たしたいが、六所家の朱印領に慶長四年検地が行われたことは確実である。また、これらの村々は後の慶長九年の東泉院領の所付け【史料6】と同一の村々であり、中世以来の東泉院領を反映したものと思われる。

東泉院には、翌慶長五年（一六〇〇）二月十五日付で、中村氏の家宰横田内膳正村詮が智勝坊に対し、東泉院領一九〇石の襲封を安堵した朱印状が残されている。

【史料3】（東泉院領襲封安堵横田村詮朱印状）（『静岡県史料』第二輯、八八ページ、

『静岡県史』資料編9近世一一四五三号）

（現存）

富士之東泉院領百九拾石之高辻、永代其方へ譲渡候由、尤ニ候然上者有来社役如前々可被勤候、縱如何様之儀在之共、右御朱印在之上者、御相違在間敷候、并寺中諸役等之儀、是又如前代を以無異儀可為御免除条、如件

慶長五年正月十五日

智勝坊

横田内膳正

村詮（花押）朱印

（現存）

天正十八年以降、徳川氏の旧領国には豊臣系の大名が入ってきて新たな支配を展開した。富士市を含む駿河国は秀吉の三中老の一人とされる中村一氏の領国となり、慶長四年（一五九九）には中村氏による駿河国一国検地が行われた。ただし、この時の検地帳については、志太郡五点・安倍郡二点・庵原郡二点・駿東郡一点がそれぞれ確認されているものの、これまで富士郡では慶長四年検地帳が発見されていないかった（『関根省治近世初期幕領支配の研究』一九九二年、五五ページの数字による）。『静岡県史』通史編3近世一、一九九六年、二六一、二七ページでは数え方は異なるが、富士郡では見られないという点は同様である。その後、柴雅房『駿河国近世初期検地の再評価－駿東郡御宿村を事例として－』（『裾野市史研究』十号、一九九八年により、裾野市御宿村の慶長四年検地帳が一冊紹介され、さらに、『沼津市史』通史編近世、二〇〇六年、によって市内下石田村の慶長四年検地帳（後部欠損）の存在が知られ、現在、駿東郡は三か村三点となつた）。

ところが、今回の六所家総合調査によつて、いずれも慶長四年六月吉日付の「駿州富士郡中野村検地帳」「九六石一斗三升二合」・「駿州富士郡今宮村検地帳」「一八石四升一合」・「駿州富士郡・色村検地帳」「一四石七斗八升七合」・「駿州富士郡郷戸村検地帳」「一八石七斗七升」・「駿州富士郡瀬子之内御朱印下東泉院分検地帳」「十石五斗六合」（瀬古は今泉村の古名）の五冊の検地帳の存在が確認され、富士郡下に

智勝坊とは久能寺の智勝坊で、戦国期（永禄十二年（一五六九）以降）に当地域が武田氏の勢力下に入った際、武田氏によつて東泉院が久能寺の末寺として編成されて以来の関係である。先の武田勝頼による朱印状や安堵状は、いずれも久能寺配下の妙乗坊に宛られている。近世の東泉院文書によれば、智勝坊（快印）は東泉院中興の一世（近世初頭から数えて）に比定され、慶長五年正月二日に入寺している（『大高康正富士山東泉院の歴史』『六所家総合調査だより』第二号、二〇〇八年、所収）。この日付は東泉院長仁から智勝坊に宛た譲状と同じ月日で（本号、大

高論文」、【史料3】の安堵状はその直後に下されたものということになる。

なお、天正十九年（一五九一）から慶長四年（一五九九）迄の間、富士郡全体を見渡しても、ごく一部を除きしばらくは文書の発給がほとんど見られない。これは、天正二十年（一五九二）から秀吉が亡くなる慶長三年（一五九八）までの間に、秀吉政権が二度にわたって朝鮮侵攻を行つたことと無関係ではないであろう。

### 三 全阿弥書状

しかし、この横田村詮の朱印状から約半年後、九月十五日の関ヶ原の合戦の結果、東軍の徳川方が勝利したことによつて事態は一変する。翌年二月には遠江・駿河の豊臣系大名領は一掃され、中村氏は伯耆国米子へ転封、駿河国は再び家康の支配下に入つた。国内は小規模な譜代藩領が置かれた以外はすべて家康の直轄領があつたと思われ、後に述べる長谷川長綱や井出志摩守正次を初めとする代官支配が展開した。東泉院は、この時再び領主となつた徳川家から東泉院領の朱印状を獲得すべく、政治工作を行つたようである。

【史料4】（東泉院宛内田全阿弥書状）（『静岡県史料』第二輯、八八～八九ページ）  
〔現存〕

以上

一書申候、今度貴僧 御朱印頂戴申遣之申候わん与存候得共、先之人閣様先判以  
被成所務候得由、御誕候間 早々東泉寺へ被成御移、不専申候へとも、國家安全  
之御祈念可被遊無怠慢候、來年十月者必々 御下候事ニ候間、其節 御朱印頂  
戴申遣之可申候、今度之儀者、惣國御取籠之事候間、こましき事者不被申上候間、  
可被成御待候 恐惶謹言

十二月十三日

東泉院

參

全阿弥（花押）

### 四 德川家康朱印状と井出志摩守手形

このような東泉院の政治折衝がみのり、家康から東泉院領が安堵されるのは、慶長九年（一六〇四）三月のことであった。  
【史料5】（東泉院領安堵徳川家康朱印状） 東泉院領之事（『静岡県史料』第二輯、四〇～四一ページ）  
〔現存、但、朱印の部分切取〕

全阿弥は内田正次といい、家康側近のいわゆる同朋衆で、鎌倉などの近世初頭の寺社文書にその名がよく見られるように、徳川政権初期の寺社行政に深く関与し、

駿河国富士郡下方郷内百九拾石所寄附也、并寺中山林竹木諸役令免許証、者、

寺社領のことも取り次ぎを行つた人物である（宇高良哲「全阿弥考」「大正大学研究紀要」第六四輯、一九七八年、所収）。当然、駿河国東泉院領やその当主についても承知していたことであろう。この書状は年未詳であるが、次の【史料5】の徳川家康朱印状が慶長九年（一六〇四）三月に出されていることを勘案すれば、家康の駿河再領以降、慶長六年から八年の間、もう少し経ると、たとえ慶長七年（この年家康は十一月に伏見に行き、翌年二月に將軍宣下をうけ、十月江戸に帰っている）などが候補の年の一つとなる。

結果として慶長九年三月に出される家康朱印状【史料5】を所望する東泉院に対し、全阿弥は「今度、貴僧が御朱印を希望してることを申し上げようとしたところ、（今のところは）先の太閤様の御朱印状に基づいてとりはかれという「御誕」（家康様の命令）であった、（このため、未だ入山を果たしていない東泉院当主は）早く東泉院に入山し、国家安全の祈祷を行つべきである、（家康様は）必ず来年十月には此方へ御下りになるであろうから、その際には朱印状を戴けるよう取り成しをしよう」というのである。特に現在は大変な時期（惣國御取籠之事候間）であるから、（寺社の朱印領のようないこましき事者不被申上候」といつている。慶長五年九月の関ヶ原の戦から慶長八年二月の征夷大將軍補任迄の数年間の家康は、上方にとどまることが特に多く、豊臣方との政治的軍事的対抗と政治工作に専念しているものと考えられる。將軍宣下にあたつても、ひとかたならぬ朝廷工作が行はれたであろう。本史料に見られる「惣國御取籠之事候間」とは何を指すのか、この点については、今少し関連史料を検討しなければならない。

神供祭礼・修造等、不可有怠慢之状、如件

慶長九年三月九日（朱印）（印文「源家康」）

この文書も、富士郡内で同じ日付、或いはこれに近い日付の文書が今のところ見出せないので、先に述べたように東泉院側の強い要望で領主側に申請して作成・下賜されたものと考えられる（なお、駿東郡大岡庄日吉惣社山王領五十石・西光寺領十五石の同年三月十五日付の二通の朱印状は、【史料5】とほぼ同文である〔静岡県史料〕第一輯七一四・七四三ページ）。

一九〇石という石高は秀吉の時代から変化はないが、家康名の朱印状であり、以後近世を通して東泉院領を朱印領とする有力な根拠となつたものと思われる。ただし、この時は石高のみで、実際の所付けは、この半年後に家康配下の代官井出志摩守によつて出されている。

【史料6】（東泉院領安堵井出正次手形）渡置申覚（〔静岡県史料〕第二輯、九〇一）

九一ページ

渡置申覚

〔現存〕

一九拾六石壹斗三升貳合 中野  
一拾四石七斗八升七合 一色  
一拾八石七斗七升 神戸  
一拾八石四升壹合  
一参拾石八  
一拾四石四斗六升  
合百九拾貳石壹斗九升 屋敷

伝法ノ内  
善徳寺ノ内

右、如毎年渡置申候、并任 御朱印之面、諸役竹木等  
相違有間敷候、仍如件

慶長九年辰

十月十三日 井出志摩守（花押）

東泉院

この時の中野村以下の所領は、以後近世を通して東泉院領として引き継がれて

いた。その分布状況を示すと、次頁の【図】のようである。東泉院領は、その北東の中野村に約半分の九六石余、残りは東泉院が所在する善徳寺村（寛文二年「二六六二」今泉村に改称）といふ。『駿河志料 卷之五四』復刻版第二三五二ページを初め周辺の四か村に分かれて所在することとなった。但し、中野・一色・神戸・今宮の村々は村高のすべてが、今泉村・伝法村はそのごく一部が東泉院領となつた。このため、東泉院の朱印領は、現在の富士市の中北部北側に一定の地域的まとまりを有しながらも、六か村に分かれて所在することとなつた。一九二石余という所領の石高は、嘗て天正十八年（一五九〇）に豊臣秀吉によって安堵された所領全体の高とほとんど変わつてはいないが、その内訳の石高は、先の慶長四年検地帳の各村の石高に一致する「括弧内の数字」（但し、「駿河富士郡瀬子之内御朱印下東泉院分検地帳」の石高のみ、伝法・善徳寺の数字と合わない）。

慶長九年は駿河国でも徳川検地が行われたはずであるが、井出正次による東泉院領の所付けの石高は、不思議なことにほぼ慶長四年検地の石高を採用している。

これまで、駿河国慶長九年検地は次のように考えられている（関根省治『近世初期幕領支配の研究』第二章「徳川慶長検地の歴史的意義」、一九九二年）。まず、同年の検地帳は駿河七郡のうち、志太郡・益津郡・安倍郡・駿東郡の四郡のみから発見されている。駿東郡は沼津藩大久保氏の検地で、他の三郡では幕領検地が行われたことは確実である。しかし、残りの有渡郡・庵原郡・富士郡では検地帳が発見されていない。このうち有渡郡では慶長九年の「三保御神領繩打高之覧」という検地目録が残つており、検地の実施が推定される。残る庵原郡・富士郡について関根氏は言及していないが、慶長九年の駿河国幕領検地は「総検地」であると結論づけておられる。我々は関根氏の遺稿を継いで、残り三郡における慶長九年検地の実施如何を検証する必要があるが、少なくとも現時点において、富士郡東泉院領については慶長四年検地の結果が朱印領に反映されており、慶長九年検地の痕跡を見出しえ得ではない。

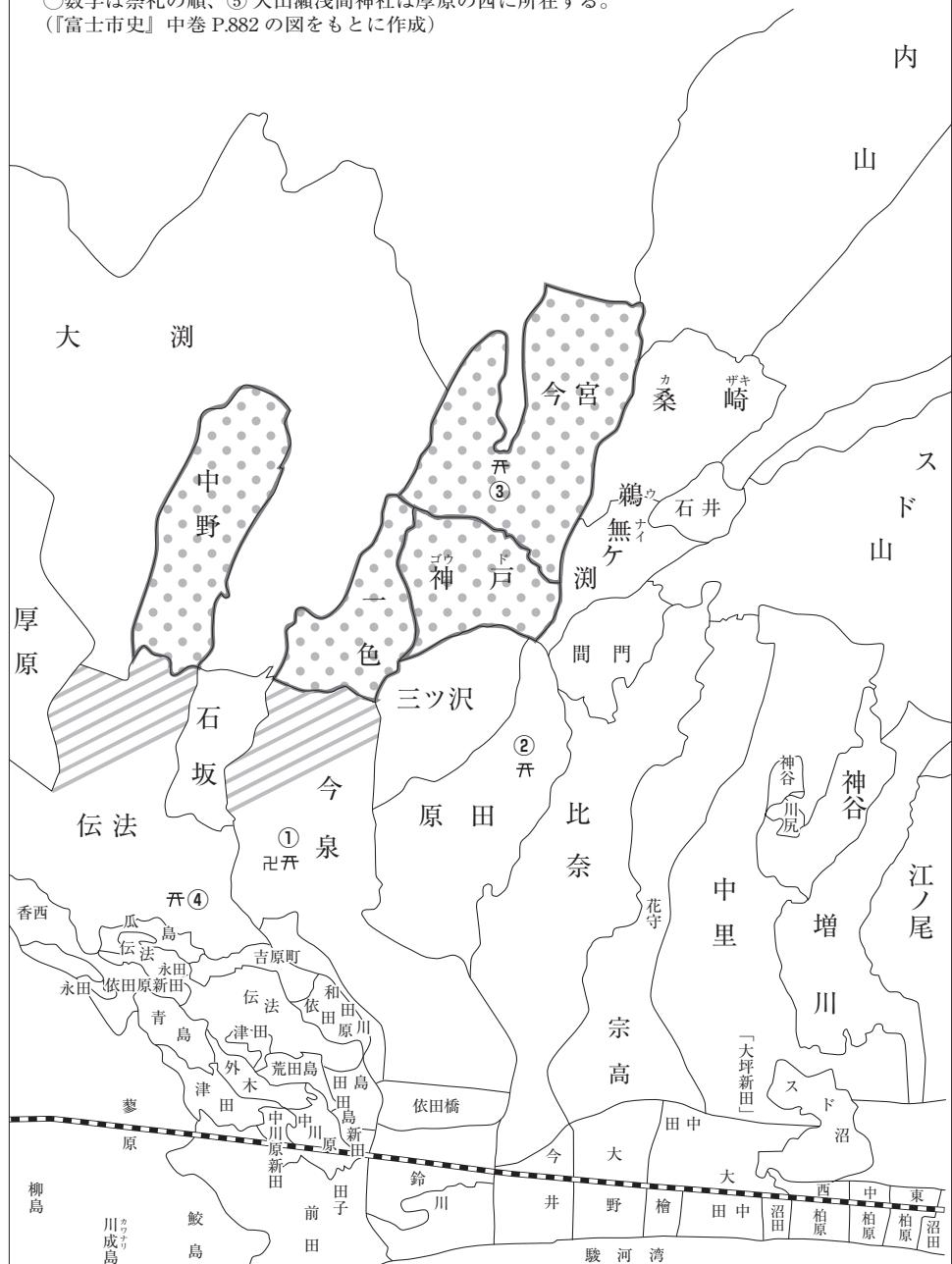
しかし、ここにおいて初めて、東泉院は天正十八年の秀吉の朱印状にはなかつた所付けを獲得することができたのである。

一九〇石という石高は、大宮浅間神社の千石余は別格としても、有度郡三保神社

## 東泉院領分布図

■は全村、▨は一部が朱印領。

印は東泉院、开は①日吉浅間神社、②瀧川浅間神社、③今宮浅間神社、④富知六所浅間神社。  
○数字は祭礼の順、⑤入山瀬浅間神社は厚原の西に所在する。  
(『富士市史』中巻 P.882 の図をもとに作成)



の一〇六石余、庵原郡清見寺の二〇二石余、富士郡村山三坊の内池西坊一四一石余、

不及是非候、併貴僧御手作分之何れの郷ニ而成共取替ニ而可

辻坊七五石（慶長四年では二坊を合わせ二二六石余）などと比べても遜色がない。

風土の異なる他地域を直接比較することは難しいがたとえば伊豆国三島大社は三〇石（後に二〇〇石加増）、隣の甲斐国では、慶長八年段階で甲斐一之宮（浅間神社）が三四石余、二之宮（美和神社）一七七石余、三之宮（国玉神社）六一石余である（『新編甲州古文書』第三卷、一九六九年）。駿河国富士郡東泉院の石高は、これまでの格式に相応しいものといえよう。

しかし、問題は別にあった。たとえば甲斐国二之宮の例をあげると、中世から近世への所領の変化は、「散在性から括性へ」として総括される。それは天正十一年（一五八三）の社領一三三貫文余が二六の村々に散在していたのに対し、天正十七年の伊奈熊藏の証文ではすべて二之宮郷内に四九三俵余となり、大久保長安などの慶長六年検地の後、慶長八年に安堵された社領は、美和神社が所在する八代郡二之宮村内に一七七石余すべてが集められているのである（『新編甲州古文書』第二卷、九三九四九四ページ、一九六八年）。

これは、駿河国の寺社領の場合も同様であったと思われ、先の秀吉の朱印状でも、富士浅間本宮神領〔大宮浅間神社〕三八〇石は四つの郷に、富士大宮司并惣社人領〔大宮浅間神社〕四二石は三つの郷にまとめられている。これに対し、一九二石余の東泉院領が六か郷に所在するのは、何故なのだろうか。

## 五 井出志摩守の書状

この間の事情を物語るのが、先の東泉院領の所付けを出した井出志摩守の書状である。

【史料七】（東泉院領につき井出正次書状）（『静岡県史料』第二輯、八九九九〇ページ）

（端裏書）

「メ東泉院

御同宿中

井志摩守

正次

尚々、最前ら我等御頼候間、渡置雖存、御意御座候間、

昨日御出候、然者東泉院領之儀、毎年七左散候処を被渡候間、何とも今度之儀者貴僧如御存候伝法・善徳寺ニ而渡申候処、毎年七左時之処ヲ其高辻を以渡し候へと御意候、我等儀者神慮之事に候間、何分ニも居廻ニ而渡申度とは雖存、御意候間不及是非候、浅間大菩薩之御はつをかうむり少も偽りニ而無之候、恐惶謹言

（慶長九年）

九月廿八日

正次（花押）

この書状によれば、慶長九年三月の東泉院領安堵状（史料五）の前後に、東泉院側も付近に所領を集めて貰いたい旨、徳川政権に働きかけたようである。その相手は、富士郡出身の幕府代官井出志摩守正次であった。正次の側でも、東泉院側の要請を受け、「貴僧如御存候伝法・善徳寺ニ而渡申」つもりであった。ところが、折角の東泉院の働きかけも、御意、徳川家康の意向によって頓挫してしまったという。正次は東泉院に対し、「（これが偽りならば）浅間大菩薩之御はつをかうむり（ます）、少も偽にて無之候」と、東泉院が富士浅間大菩薩を祀る下方五社浅間神社の別當であることを意識しつつ、その神仏に誓つて、その意向に沿つて事を運んだが、頓挫してしまったことを述べている。

【史料七】によると、当初、富士郡の当地域の地方支配を担当していたのは「七左」であったという。「七左」とは長谷川七左衛門長綱のことで、初期徳川政権の中では地方のことを担当する四人の有力者（代官頭）の一人であった。彼は、大久保長安が武州八王子（東京都八王子市）、伊奈熊藏が武州小室（埼玉県北足立郡伊奈町）、彦坂小刑部が相州戸塚（横浜市戸塚区）に陣屋を置いたのに対し、相州浦賀（横須賀市浦賀町）に陣屋を構え、幕府の海賊衆（水軍）向井氏とも姻戚関係を有するなど、江戸湾防備をも担つた代官頭であつたと考えられる。地方支配としては、相州三浦郡村々の文禄三年（二五九四）検地を行つた他、伊奈熊藏らと常陸国（水軍）の検地も行ない、上州桐生の町立てを行うなど広域支配に関わっていることが知られている（拙稿「文禄検地と長谷川長綱」『逗子市史』通史編、一九九七年、所収。なお、『静

『岡原史』資料編9近世一、一九九二年、解説では、長谷川長綱を長谷川七郎左衛門とする記述が何度もみられるが、長綱自らがそのように名乗る史料は存在しない。

こうした長谷川長綱の活動範囲の内で、駿河国は特別な地域であった。当地域は今川氏の旧臣であった長綱の出身地であったと思われ、慶長六年十月には富士郡比奈村玉泉寺に伊奈備前守と共に寺領手形（修訂駿河国新風土記）下巻、一三九六ページ（一九七五年）、慶長八年正月には富士郡万野原の開発に関する定書（『静岡県史料』第二輯、七一～七二ページ）、慶長六年六月と慶長八年四月には有渡郡池田村大慈院に禁制手形と制札（『静岡県史料』三輯、三一九～三二二ページ）を出すなど、独自の活動の形跡が見られる。長綱は四人の代官頭の中では最も早く慶長九年四月十二日になくなっている（神奈川県逗子市海宝院「長谷川長綱墓碑銘」）。今のところ長綱が東泉院領に関与したことを見直接示す文書が発見されていないので、それが何時であったか明確ではないが、右とそれほど違わない時期ではなかつただろうか。

長谷川長綱の死後、彼に代わって当地域の地方支配を統括したのが井出忠志摩守正次であった（正次については、関根氏前掲書第一章が参考になる）。正次は「井出」という苗字からもわかるように富士郡井出郷周辺の出身であつたと思われ（『寛政重修諸家譜』卷第千百、『新訂版』第十七、九三～九四ページ）、慶長六年には志摩守に叙任されており、代官頭に次ぐ地位にいたと思われる。東泉院の朱印領集中の依頼をうけた正次は、快くその意向に沿つて事を処そうとした。「毎年七左散候處を被渡候間、何とも今度之儀者貴僧如御存候伝法・善徳寺三渡申候」と、代官頭長谷川長綱の時は分散所領を与えられたけれど、今回は何とか伝法村・善徳寺（後の今泉村）で一九〇石を与えようという心積もりであった。先の地図を見ると、東に今泉村、西に伝法村が対し、東泉院は今泉村（善徳寺村）に所在していた。寛永期の村高は、伝法村が一五〇〇石弱、善徳寺村は三〇〇〇石を越えており、いずれも大村で、一九〇石余の東泉院領を確保するには十分過ぎるほどである。正次は「神慮之事に候間、何分<sup>ニ</sup>も居廻<sup>ニ</sup>而渡申度」とさえ述べて、東泉院への宗教的配慮と、その周辺への所領の配置の実現を図った。ところが、折角の正次の配慮も「御意」に

よつて覆されてしまった。彼は尚々書きの部分でも練り返し「御意」御座候間、不及是非候（御意であるので、何とも仕方がない）と述べている。「御意」とは家康の意向をさすが、それは「毎年七左時之處ヲ其高辻を以渡し候へと御意候（毎年、長谷川七左衛門長綱が東泉院領を定めた際の所付けと石高を以て朱印領を渡すように」という御意」ということであつた。

このため、東泉院領をなるべくまとめてようという意図の実現は阻まれ、九月二八日のこの書状の翌月十三日には、六つの近世村落に分散したままの東泉院領が与えられることになってしまったのである。

## 六 もう一通の全阿弥書状

それでは、代官井出忠志摩守の同意を得ながらも、何故、東泉院の意向は実現されなかつたのであろうか。この点については、今後の六所家文書調査の中で考えを深めてゆきたいが、現時点で参考になるのは、六所家文書中に残る東泉院「兵部卿殿宛のもう一通の全阿弥書状と彼の定書である。

【史料8】（東泉院兵部卿宛内田全阿弥譴責状）（『静岡県史料』第二輯、四一ページ）

〔現存〕

以上

急度令啓上候、仍東泉院之儀、一度被渡候而、又押入、権相など取被申候由候、其方事考、一度げんそく候て又左様<sup>ニ</sup>東泉院へ押入候事いか、子細候哉、片口ニて候條、様子懇<sup>ニ</sup>奉度候、其上権相之儀者、御分國ヲ拙者被仰付候處、誰人ヲ以得御意、左様之子細候哉、懇承度候、恐々謹言

十月廿六日

全阿弥（花押）

兵部卿殿參

全阿弥は慶長十一年（一六〇六）十月七日に駿府で亡くなっているので（『寛政重修諸家譜』卷第千十五、『新訂版』第十六、七一～七六ページ）、この文書は慶長十年以前であり、先の慶長九年九月の井出忠志摩守書状の「御意」の原因であるとするならば、それ以前のものということになろう。

この書状で全阿弥は、「（兵部卿が）いつたん還俗しながら再度東泉院に押し入つ

た事情を、よくよく説明を受けたい。その上、「公方物」であり、嗜好品であったと思われる)蜜柑のことは、(家康様の)分国中については總て全阿弥が任されていなかったはずなのに、誰の許可を得てそのようにしたのか、「勝手に兵部卿が取つてしまつたということは問題である)よくよく説明を受けたい。」としている。こうした事柄は、東泉院に対する全阿弥の心証を害したはずである。

慶長七年(二六〇二)十月の庵原郡由比浅間神社領に関する文書を見ると、十月十二日に全阿弥の社領に関する書状があり、その二日後の十四日に井出志摩守から社領安堵の文書が出されている(静岡県史料)第二輯、六八五~六八六ページ)。同月二日に「神領割付帳」が作成され、十月十八日に正次の打渡し手形が出されている(静岡県史料)第一輯、一二三八~一二四四ページ)。このような関係は井出正次だけでなく、代官頭と評される伊奈忠次の場合も同様であり、前掲の宇高良哲氏によれば、「全阿弥の力は寺社行政については奉行や代官に優先している」という(前掲「全阿弥考」四九ページ)。

東泉院領の場合も、駿河代官井出志摩守の意向よりも、家康の朋衆で寺社行政に深く関わった全阿弥の判断が優先して採用された可能性が考えられるのである。

なお、先の慶長四年六月吉日の「駿州富士郡瀬子之内御朱印下東泉院分検地帳」には、

居屋敷 武畠拾武歩 東泉院  
上畠 壱畠 雪山  
居屋敷 壱畠五歩 雪山  
ミかん宅本 縄之外

上畠 武拾八歩 同人

と記されており、東泉院領の雪山居屋敷に蜜柑の木が一本あつたことは確実である。

これは慶長四年の横田村詮法度に照らしても、「但、蜜柑之木・油之木之事ハ、歩数ヲ引、縄之外ニ御算用之上ハ公方物之儀候、其内を以三分ニ上、相残ハ木主ニ遣候間、木之修理等能可仕候」とあって、検地帳の記載と一致する。蜜柑の木などは個人の屋敷・土地にあつても「公方物」というお上の物として扱われたのであり、このこ

とは、徳川家の支配となつても同様であつたものと思われる。ところで、一度還俗して再度東泉院に入院し、蜜柑のことでも全阿弥から譴責をうけた兵部卿という人物と、この蜜柑の木のある屋敷の主人「雪山」、あるいは東泉院当主「長仁」とはどのような関係にあるのだろうか。

雪山は先の天正十八年朱印状(史料1)下付に際し、上洛して政治交渉を行なうなど(史料2)、僧俗両面性を有した人物とも推定され、兵部卿を名乗つてもおかしくはない。慶長四年(一五九九)検地帳に見える雪山の屋敷は東泉院当主の屋敷のは半分の面積ではあるが、蜜柑の木はここにあり、先の譴責状の年代を慶長六年から慶長十年の間と考えれば、この「雪山」が蜜柑を取つてしまつた張本人とも考えられる。東泉院文書には、雪山を(史料3)智勝坊(快印)に先だつて東泉院中興の祖「大納言雪山」とする史料もあるという(大高康正「富士山東泉院の歴史」六所家総合調査だより)第二号、二〇〇八年、所収)。一方、慶長五年二月智勝坊に宛て東泉院の譴状を書いているのは長仁頼弁である(本号、大高論文)。全阿弥の譴責がいつたん還俗した筈の人物の再入山を非難しているので、兵部卿とは長仁の可能性も大いにありうる。

いったい兵部卿とは誰なのだろうか、今後の解明が期待されるところである。

## 七 全阿弥定書

ところで、東泉院文書中には、先の家康の朱印状(史料5)の翌年に、東泉院に宛た全阿弥の定書が残っている。

(史料9)(東泉院宛内田全阿弥定書)定(静岡県史料)第一輯、四二ページ)

(現存)

一将軍様父子共御祈念之事

一祭礼・掃治、毎月可仕之事

一修造、無油断可致之事

一五社領之内公方役、如前々於在之者、可仕候事

一社人・別当、下知次第宮役可仕候事

右條々、於違乱之人者、急度我等所へ可有注進之候、

自是可申付者也、仍如件

慶長十乙年十月廿日

全阿弥（花押）

東泉院

先の宇高良哲氏によれば、家康の意向を奉じたものが多い全阿弥文書の中で、こ

の【史料9】文書は全阿弥自らの法度であり、文書として他に類例がないこともあつて、文言も含めて将来検討の余地がある文書であるとされている（前掲「全阿弥考」五〇～五一ページ）。しかし、この定書には、特に東泉院を利する文言は見られず、

作爲の可能性は極めて低い。むしろ、先の兵部卿に対する全阿弥の譴責状【史料8】の存在を勘案すると、全阿弥自ら筆を執つて定書を与えることも不自然ではない。

逆に言えば、極めて稀な自らの定書を出すほど、全阿弥は兵部卿の行動を危惧し、或いは憤っていたのではないだろうか（なお、今回原文書と校訂したところ、『静岡

県史料』では欠けていた慶長「十」乙年の「十」があり、「判」とされていた場所に全阿弥の花押が据えられていることが確認された。包紙の後筆と思われる文言は省略した）。

このような観点から、再度全阿弥の定書を読んでみると、五か条のうち四か条は通常の寺社への文言であるが、後ろから二つめの公方役に関する条文に注目したい。

一般的に「公方役」とは將軍や戦国大名（場合によつては莊園領主）などの支配領主から賦課される諸役全般を指すものと思われる。ところがここでは、「五社領の内の公方役は、前々の如く在るならば、つとめるようにせよ」と規定している。すなわち、具体的には蜜柑などの公方物が五社領内に「在る」ならば、「公方役」として上納せよ、と先の兵部卿への譴責という事件を明らかに踏まえた、東泉院を意識した条文なのである。全阿弥の蜜柑は公方物への想い入れの強さは、現代に生きる我々の想像を超えたこだわりが感じられるのである。

現時点ではこれ以上の証拠をあげることはできないが、東泉院の還俗と相続をめぐる軋轢も一因となり、同朋衆全阿弥の進言もあってか、家康の意向は東泉院が望む朱印領の一括性を否定する結果となつてしまつたのではないだろうか。さらに、井出正次の前任者として東泉院領に関与したという代官頭長谷川長綱の先蹟が尊重されたのであるうか。

これらの点はあくまでも推定に過ぎず、今後の六所家総合調査によつてさらに明らかにされなければならない課題である。ところで、東泉院はその後どのような所領支配を行つたのであろうか。史料を追つてゆくと、実は、その後の東泉院当主は、このように分散された所領配置を次第に有利な条件に変えていったようなのである。今後は、六所家東泉院文書の慎重な整理・分析を進めつつ、この新たな謎に迫つてゆきたいと思う。

本稿成稿後、東泉院文書中に長谷川長綱に言及した次のような井出志摩守書状状が発見された。本史料は近世初頭の東泉院領閥連文書であり、「静岡県史料」にも未収録であるので、参考として次に掲載する。「長谷七左所ら之書付」とあるので、長綱存命中のものとすれば、慶長六年から九年の間と推定される。この文書によれば、井出正次以前に長綱が東泉院領中野村の寺へ一石余の寺領を寄進していたことが判明する。

【史料10】（東泉院領中野村寺領取扱いにつき井出志摩守書状写）〔現存〕

以上

急度申候、仍貴僧御知行之内中野村之御寺へ寺領壹石斗り付申候由、長谷七左

所ら之書付ニ御座候間、毎年之ことく可有御渡候、然共貴僧之高之内ニ人候間、渡し候者、我等貴僧進候書付此地江可被成候、為持候様子見申候而落着可申候、恐々謹言

井出志摩守

三月廿六日

東泉院

判

\* 【史料1～9】は、いずれも『静岡県史料』第二輯に収録されているが、本稿作成にあたりすべて写真版で校訂を行つた。筆者は手にとつてはいないが所在は確認されるので、各文書には「現存」と付した。年月日などの相違は各史料の

近くにその旨明記したが、細かい語句の異同については必ずしも註記しなかつた。しかし、利用した写真版は様々な条件下別々の機会に撮影されたため、筆者の力不足もあって判読が難しい場合もあつた。特に【史料2】・【史料7】などの写真版は細部を検討することが困難であり、他日の校訂を期したい。

## 六所家主屋に残された御靈屋

松田 香代子

はじめに

現存する六所家主屋の最後の住人は、平成十年（一九九八）に一〇一歳で亡くなられた六所嘉代氏である（通常は嘉代子さんと呼ばれていた）。その後、空き家となつてからも、上和田町内（今泉七・八丁目と九丁目一部）の親しい人たちが時々換気をしたりして管理を頼まっていた。それでも住む人がいなくなつてから久しいため、屋根からの雨漏りがひどく、内部はかなり腐朽が進んでいる。

ところで、六所家主屋の中心をなす部屋は、ミタマヤ（御靈屋）という祭壇のある部屋である。六所家では明治の神仏分離以降、初代良邑氏が復飾して僧侶から神主となり、仏教から神道へと転じた。そのため、一般民家にある仮壇が神道式の御靈屋となつている。

六所家の御靈屋は、正面から見通したすがたが、まるで寺にある持仏堂のような趣をかもしている。あるいは、富士山北麓に展開した富士講の御師坊の、住まいの中に設えた神殿に近い様相を呈している。もし、六所個人の家の御靈屋であるなら、このような外観は必要ないはずである。なぜ、六所家ではこのような御靈屋を造つたのであるうか。

富士市立博物館では、この御靈屋をめぐって、平成二十年から六所家に出入りしていた方がたからの聞き取り調査、および御靈屋内部に納められていた信仰物調査、御靈屋正面からの探図、式台玄関から御靈屋にいたる断面の探図などをを行つてきた。残念なことに、現在、この建物に住んでいた経験者から話をうかがうことは不可能となつている。したがつて、聞き取りで教示いただいた断片的な記憶と、かつてこの家に出入りしていた人が残した「覚書」ノートなどを手がかりにして、御靈屋のすがたを復原する作業を試みた。

本稿では、東泉院から六所家への転換期にあたつて、御靈屋に込めた六所家初代良邑氏の意図をくみとり、当家における宗教施設の意義について考察してみたい。

### (二) 御靈屋の構造と収納物

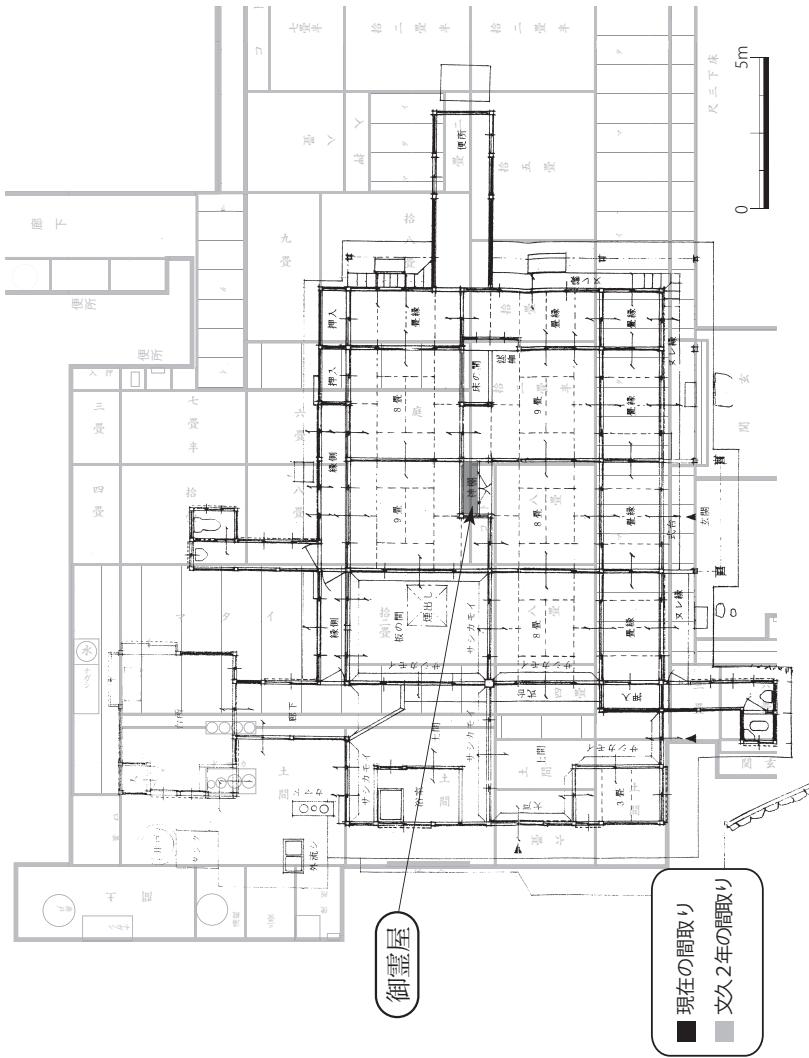
六所家の御靈屋がある部屋は、文久絵図の中で示される床の間付きの八畳間と同

### (二) 東泉院主屋から六所家主屋へ

東泉院から六所家になつたとき、かつての東泉院の建物はどうに処理され、建て替えたのであるうか。じつは、現在の六所家主屋がいつ建てられたのか、どういう部材で何人くらいの人工と日数がかかつたのか、今のところ詳細は不明である。ただ、最後の住持である第二十一世<sup>十界</sup>薬雄が還俗して六所良邑を名乗り、東泉院を廃止して六所家の家屋敷の基礎を築いたのは事実である。東泉院時代、一九〇石余りの朱印地を保有していたことから、明治六年（一八七三）の地租改正は六所家に重い納税負担をもたらした。そこで領地を売却して整理し、なおかつ広い屋敷地に建ついくつかの建物も処分したものと考えられる。もつともそれ以前に、神仏離によって仏教色の強い宗教施設はすでに失われていたかもしれない。

東泉院の建物の様子を知る手だとして、富士市立博物館所蔵「六所家資料」の古図がある。建部恭宣氏の「東泉院の棟札類と建築生産活動」によれば、境内の配置年代がわかる近世の絵図は安永七年（一七七八）、寛政二年（一七九〇）、文久二年（一八六二）の三点で、このうち安永七年のものは元文五年（一七四〇）の写しであるという（『六所家総合調査だより』第四号・一〇〇九年）。また、六所家へと移行した最も新しいものは文久二年の絵図で、これには東泉院の客殿・台所・庫裏の詳細な間取りが記されている（以下、これらを総称して東泉院主屋と記す）。

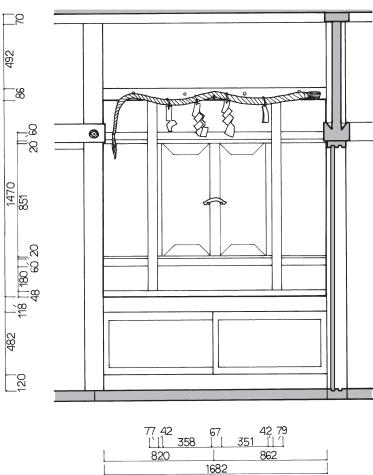
佐藤祐樹氏は、この文久絵図と現在の地図を合成し、六所家敷地内の埋蔵文化財発掘調査の成果を報告し、考察を加えている（『六所家埋蔵文化財発掘調査の中間報告』「六所家総合調査だより」第四号・二〇〇九年）。この成果をふまえて、六所家主屋の間取図と文久絵図の間取図を合成してみたものが、図一である（佐藤祐樹氏作製）。こうしてみると、東泉院主屋の西側部分に現在の主屋が建つていることがわかる。



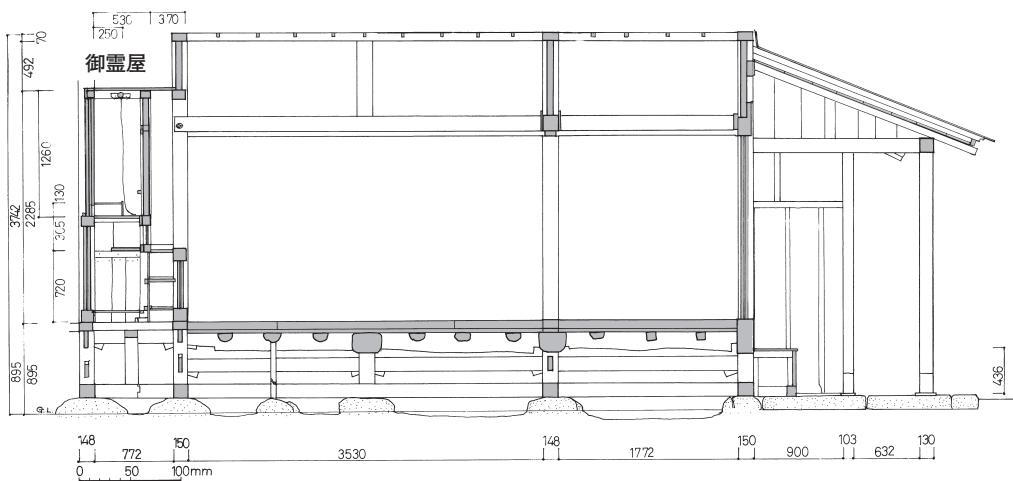
〔図1〕六所家と東泉院（文久2年）の主屋間取り 〈佐藤祐樹氏作製〉



[写真 1] 六所家御靈屋内部



[図 2] 六所家御靈屋正面図〈樋口潤一氏作製〉



[図 3] 六所家御靈屋断面図〈外立ますみ氏作製〉

位置である。ちょうど二間幅の「トコ」と記された箇所の一間分が御靈屋にある。六所家主屋の中でこの部屋は格式のある部屋であり、「部屋廻りの柱は全て五寸角の檜を使用し、内法長押を廻して飾り金具を取り付け、天井は全て竿縁天井である」(石川薰「六所邸建物の現状について」『六所家総合調査だより』第二号・二〇〇八年)。さらに、南側には四貫の畳縁の前に式台玄関が付けられている。かつての東泉院の式台玄関は、現在の式台玄関より二間東寄りに付けられているが、いずれにしてもこの付近が建物の中心的な公的空間として、東泉院時代から引き継がれてきたことを想起させる。

図二は、現在の御靈屋を正面から見た図である(樋口潤一氏作製)。一間幅で、材質、構造とともに重厚な造りになつていている。両開きの扉は柱目のケヤキを使い、寸分の狂いもなくきちんと閉まる。扉を開けると、晒しの麻布が下がつておらず、内部にあるものを直接見ることはできない。図三は、御靈屋から式台玄闌までを天井から床下まで見通した断面図である(外立ますみ氏作製)。これによれば、御靈屋の奥行き(扉内法面から壁面まで)は約四四センチと意外に狭い。そのため、高さ一二三センチ、長さ一六五センチ、奥行き二五センチの台を設えて段差をつけ、後方にもモノが収納できるよう工夫されている。

ところで、御靈屋の内部を詳細に観察すると、表面の見応えのある造りに反して、見えない部分の部材は非常に質素な造りであることがわかった。まず、御靈屋と小壁の間の天井や内部壁面にはスギ材が使われていること。さらに、内部に垂らされている麻布は丸いケヤキ材の棒に直接巻いて運針縫いでつけられ、乳を付けるなどの手間がかけられていないこと、などがあげられる。

さて、御靈屋内はともかく、御靈屋がある部屋は式台玄闌の外からも見通すことができるハレの空間として設定されている。一方、御靈屋のある部屋の北側の部屋はイマ(居間)と呼ばれ、家族の私的な空間として使われてきた。とくに御靈屋の裏側に回ると、御靈屋の祭壇下のスペースが引き違い戸の収納棚となつておらずしができる底板の下にも狭い収納空間がある(図三)。この収納スペースをどのように使用していたかは不明だが、御靈屋の裏側であることから祭事に関わるものや重要な書類を收めていた可能性もある。東泉院時代、この納戸のような部屋

の位置には、庭(坪庭か)があつたことが絵図からわかる(図一)。御靈屋のある部屋と東側の床の間のある部屋は格式が高くフォーマルな空間として、その裏側の部屋はインフォーマルな空間として、部材や設えも含めてその格差が顕著に表れている。

御靈屋に収納されていたモノについては、富士市立博物館で平成二十年十月に悉皆調査を行つた。調査によつて、六所家の物故者のレイジ(靈爾)一二点、肖像写真三点、遺歯、遺髪、特別愛国婦人会会員証などのほか、神鏡一点、日吉浅間神社神爾(紙札)四点、「歴代帝皇御尊靈」(位牌型)一点、「東照大権現神儀」(位牌型)一点、壁面に掛けられた「中興以来代々靈簿」一点、「当家元祖歴代祖等尊靈」一点、「親戚家族之靈等」一点が認められた。靈爾というのは仏教でいうところの位牌にあたる。また「中興以来代々靈簿」というのは、縦一〇六センチ、幅三二センチ、厚さ二センチのヒノキの板に朱で枠目を引き、その枠ごとに中興の大納言入道雪山から第二十世義勝までの住持の名前と没年月日を記したものである(大高康正「富士山東泉院の歴史」『六所家総合調査だより』第二号・二〇〇八年)。この靈簿は、御靈屋内の壁面中央に、板上部に挿し込まれた鉄鑓によって下げられ、下部は固定されていなかつた。同様に、「当家元祖歴代祖等尊靈」と「親戚家族之靈等」の二点も鉄鑓で靈簿の両側に下げられていた。

### (三) 御

第十世源精海	第九世源圓成	第十三世源覺雅	第十七世源隆應
十月廿日生	九月廿日生	十一月十六日	八月廿日生
宝治元年正月	宝治元年正月	寛永八年正月	元治二年正月
十月廿日死	十月廿日死	三月廿日死	九月廿日死
宝治元年正月	宝治元年正月	寛永八年正月	元治二年正月
第十二世源賢盛	第十五世源隆尊	第十四世源淳盛	第十八世源慈松
十一月廿日生	正月廿日生	十月廿日生	九月廿日生
文化十一年正月	文化十一年正月	嘉永四年正月	嘉永四年正月
第十六世源尊	第十九世源義嚴	第廿一世源義勝	第廿一世源義勝
十一月廿日生	十一月廿日生	九月廿日生	九月廿日生
嘉永四年正月	嘉永四年正月	嘉永四年正月	嘉永四年正月

[写真2]「中興以来代々靈簿」(部分)

御靈屋は、いつ、誰が、どのような目的で造ったのであろうか。

じつは、御靈屋内に下げられていた靈籠等三点の板には、その裏面にそれぞれ明治十五年十二月改作と墨書きされていたことが今回の調査で判明した。さらに「中興以来代々靈籠」の裏にはそれに加えて「六所良邑」の文字と良邑氏の出自来歴が記されていた。

すなわち、この靈籠を作製し、御靈屋内の壁面に下げたのは、初代六所良邑氏その人であった。そして、現在の御靈屋の完成時期は不明だが、靈籠が棟札のような役割をするとすれば、明治十五年（一八八二）十二月に御靈屋を改作したことになる。目的は、「大政之復古」によって復飾した六所良邑氏が、元祖歴代の祖靈をまつることにある。元祖歴代の祖靈というのは、東泉院時代の歴代住持のことである。「改作」であるから、それ以前に別の御靈屋があり、それを造り直したということである。もとの御靈屋が六所家になつてからの御靈屋なのか、あるいは東泉院時代の持仏堂・位牌堂のようなものを意味しているのかは不明である。

いずれにしても、明治十五年の改作の銘にも明らかなように、このような格式ある御靈屋を造つたのは宗教者良邑氏である。ただし、現在の御靈屋が良邑氏が改作したものであるかどうかは、今のところ不明である。建物が、御靈屋と同時期に改築されたかも不明である。良邑氏は明治十九年（一八八六）十月二十三日に亡くなっている。その後、六所家二代目以降は神主職を世襲していない。

## 二 六所家に出入りしていた人たちの記憶

六所家には、三代にわたつて使用人として出入りしていた家がある。現在の当主はすでにその経験はないが、父親までは六所家でさまざまな仕事をして、六所家の当主夫妻とも昵懇であった。その父親が記録した「覚書」ともいえるノートが何冊か残つている。これには、記録した方の祖母が、数え十四歳で「女人として初めて東泉院の三つの門をくぐつた」とが繰り返し記されている。当然のことながら真言宗寺院であった東泉院は女人禁制で、男性でも東泉院の大門・惣門・屋敷前の門という三つの門は、特別な身分の者しか通ることができなかつた。東泉院から六

所家となつて、一般女性として初めてその門の中に入ることが出来たというのは、當時としては画期的なことであつたし、当人にとっても大変名誉なことであつたと想像できる。

この女性は文久元年（一八六一）生まれで、東泉院の門（すでに六所家の門であるが）をくぐつたのは明治八年（一八七五）、翌九年から行事見習いを兼ねて六所家の出入りが始つた。「覚書」を書いたのは大正十二年（一九二三）生まれの男性で、その祖父母と両親と本人は、初代良邑氏、二代目国四郎氏とその妻力氏とのつきあいがあつた。

「覚書」には、六所良邑氏・国四郎氏・力氏を中心とした六所家の人たちのこと、六所家敷内外の景観、屋敷周辺の家いえとの関わり、今泉村の歴史と神社、東泉院から六所家の変遷など、筆者の祖母と両親と本人の思い出話を軸に筆者が調べたことも含めて、さまざまに書かれている。重複も多く、経験談と解釈の判別も難しい。したがつて、ここでは東泉院時代から受け継がれてきた六所家の格式にしほつて取りあげてみる。

上和田には、十里木街道と呼ばれる南北に貫く道がある。かつてはこれが主要街道であり、現在でも十里木街道沿いにはゴウヤド（郷宿）といふ屋号の家がある。この郷宿では、東泉院時代以後も六所家のさまざまな取次をしてきた。東泉院時代の所領地のうち、屋敷と山方の森林などは六所家となつても継承し、六所家では山方からの「賄い」（小作料）を受け取つていた。この「賄い」の取次を、郷宿が東泉院時代から世襲的に行つてきた。通行手形なども東泉院が発行していたことから、山方の人びとはこの郷宿に泊まつて手形が出るのを待つたという。

日吉浅間神社は、かつて東泉院主屋の西方にあつたが、六所家となつてから屋敷の東側に移された（日吉浅間神社は、その後二度移転している）。当初は東向きに建つており、この神社の参道入口に郷宿があつたという。六所良邑氏は、下方五社の別当職から五社の神主職となつたため（大高康正「富士山東泉院の歴史」「六所家総合調査だより」第二号・二〇〇八年）、郷宿は從来どおり各神社の祭礼の「人足」の取次も行つたようである。流鏑馬祭では、日送りで各神社の流鏑馬があり、最後に大宮浅間（富士山本宮浅間大社）の流鏑馬で締めくくられる。五社神主である

六所良邑氏も大宮浅間の流鏑馬祭に参列することが恒例であり、大宮から迎えの駕籠が来て、三日市浅間（富知六所浅間神社）と入山瀬浅間神社を経由して、大宮へと向かつたという。この駕籠かきや旗持ち、小箱などの行列に要する人足を集めのも、郷宿の仕事であった。このようなことも、良邑氏が神主であった時代までの話である。

この「覚書」とは別に、六所家の分家や親戚、上和田町内にも、六所家に関わる記憶をもつ方がたがいる。主屋の部屋の名称や使われ方はわからないが、三代目当主六所静一氏の葬祭は御靈屋のある部屋が使われたという。御靈屋の前に静一氏の遺体を安置し（枕の向きは不明）、御靈屋のある部屋を含む南面の三部屋の建具を取り払つて吹き抜けとしていた。六所家で行われた最後の葬祭の様子である。また、たとえ親戚であつても、御靈屋のある部屋には通常入ることは許されず、祭りや彼岸などの先祖祭りのときだけ入室してきた。そして、式台玄関も正月のみ開放され、一般客は式台玄関の外から挨拶をし、来賓だけが部屋内に通されたという。

六所家人びとにによって、御靈屋が良邑氏亡きあとも神聖な祭壇として守られ、その部屋の格式が保たれてきたことがうかがわれる。

おわりに

東泉院時代、本堂や護摩堂、歡喜天等などの仏教施設があつたことは絵図から解かれている。しかし、現在これらは子安地蔵堂以外すべて失われ、もちろんその中に納められていた仏像や仏具などもほとんど見つかっていない。ところが、六所家の御靈屋には、明治以降の六所家代々の御靈をまつるモノ群と、六所家以前の東泉院時代の御靈などをまつるモノ群の双方が納められていた。六所良邑氏は東泉院といふ真言宗寺院の最後の院主として、また明治新政府のもとでの新たな神主として、双方の断絶ではなく継承というかたちを選択したのである。

一般的に、神道の家では先祖代々の金輪を御靈屋という祭壇でまつっている。この御靈屋は、個人の家の先祖靈をまつるためのもので、先に示したように仏教でいうところの仏壇にあたる。そして御靈屋は、仏壇と同じ部屋、同じ位置に置かれる

ことが多い。通常は半間ほどの大きさである。たとえば、これが富士山北麓、山梨県富士吉田市の北口本宮富士浅間神社の、ある御師の家と比較してみよう。こちらでは、先祖代々の靈廟まつる祭壇をレイジン（靈神）という。靈神は、「神棚のある部屋」と呼ばれている居間の東角にまつられている。同様に、富士山東麓の須山浅間神社の宮司家（世襲制）の、先祖代々の靈廟をまつる祭壇は、ミタマサン（御靈さん）と呼ばれている。イロリの切つてあるコマ（小間）という部屋の北東角につられている。いずれもまったくプライベートな部屋があり、半間もない小さな祭壇である。

このように、たとえ歴代御師や歴代神職の家であつても個人の家の靈廟をまつるものではないことは明白である。そして、この御靈屋のほかに「六所家の先祖靈」をまつるためのプライベートな祭壇は見当たらない。御靈屋は神職であつた良邑氏が改作したものであるが、その当時は当然のことながら六所家の人たちの靈廟は認められていない。その後、一つずつ増えていったものである。東泉院時代の歴代住持の御靈（靈簿）に、六所家歴代の御靈（靈廟）を加えていくことを想定して、良邑氏は御靈屋を造ったのではないだろうか。

御靈屋をハレの空間に設置し、人びとに公開する。この有り様は、富士山北口御師住宅で発達した御神殿によく似ている。この場合、御神殿には北口本宮富士浅間神社のご神体である、コノハナサクヤヒメがまつられている。外から来る人たち（富士講の道者）が拝むための祭壇であり、富士山信仰の拠りどころの一つでもある。六所家の場合、この御神殿にあたるものが「旧東泉院」から連なる家系の祭壇であり、この家とこの家に関わる人たちの信仰の拠りどころであつたといえよう。

（六所家総合調査委員・愛知大学非常勤講師）

# 中世後期から近世初期における東泉院支配の推移

大高 康正

中世後期から近世初期にかけて、駿河国は争乱の渦中にあつた。つまり、この地域でこれまでの支配関係や権利関係を維持していくためには、目まぐるしく推移する支配者たちの意向も大きく影響していたということである。この状況は、寺社といえどもその限りではない。

東泉院は、江戸時代を通じて真言宗の密教寺院として富士市今泉の六所家が位置する場所に存在していた。しかし中世後期、今川氏が駿河国を勢力下におさめていた時代には、東泉院は富士山表口を管轄する富士山興法寺（村山修験）の勢力に連なって活動する修験者であつたと考えられる。中世後期から近世初期の複雑な社会状況の中で、東泉院はどのような勢力によつて支配・維持されていたのか、そしてどのような変遷をへながら近世初期に真言宗の密教寺院として、その支配が落ち着くことになつたのか。この点はまだ必ずしも明らかにできない。しかし、近世初期の史料を中心に東泉院朱印領の成立事情を分析された本号の菊池邦彦「富士山東泉院朱印領の成立事情」は、この点についての筋道を示す多くの教示を提供してくれている。以下、菊池論考の成果に導かれながら、中世後期から近世初期にかけての東泉院の支配関係の推移を考えてみたい。

まず中世後期、今川氏が駿河国を領有していた時代に、東泉院は富士山南麓の富士郡下方地域に存在する五社の別当職を与えられる。東泉院が五社別当として確認できる最初の史料は、「五社惣別当大納言」に宛てた天文十六年（一五四七）八月十九日付今川義元判物（六所家旧蔵資料）、静岡県史資料編7中世三一八四四号である。この文書には、天文六年（一五三七）の「河東一乱」に際し、大納言は人質として北條氏側に捕らえられたこと、その後帰還し今川館のあつた駿府（静岡市）の国分寺千灯院（泉動院）で奉公していたことが記される。こうした忠節と先師東泉院長恵との由緒によつて大納言は下方五社の別当職を与えられた。大納言は、以後五社別当東泉院として史料に登場する。

永禄元年（一五五八）十二月十七日付今川氏真朱印状（六所家旧蔵資料）、「静岡県史」資料編7中世三二六六八号は、「先玉藏院」が、下方五社領内の金剛寺と玉藏院の支配権をめぐり東泉院と相論する内容である。玉藏院の旧敷地は、東泉院の寺屋敷を太原雪齋が善徳寺の敷地として引入れた替地として東泉院に与えられたものとあって、玉藏院は東泉院が存在していた富士市今泉の境内に含まれる場所にあつた可能性が高い。そつると東泉院は、かつて今泉九丁目付近にあつた善徳寺の境内に含まれる場所に存在したが、太原雪齋が善徳寺住持を勤めた際に寺地を広げた関係で、その替地として今泉八丁目付近に移動している可能性を考慮する必要がある。

村山浅間神社に伝来する「当山内検地水帳写」（村山浅間神社調査報告書）「旧大鏡坊富士氏文書」B1号によると、富士山興法寺に所属する村山修験の山伏が毎年七月二十二日から八月十六日にかけて富士山中で行つてゐた富士峯修行に、中世後期の天正年間まで、富士郡根方・加島地区から壱番衆とされる多門坊・東光坊・真光坊・金藏坊・福泉坊・大泉坊の六人、式番衆とされる小納言・延寿坊・玉藏坊・形部坊・孫九郎坊の五人が計十一人が参加してゐたとする。

この中で登場する多門坊（富士市中里）は中里八幡宮別当の修験で、玉藏坊は先述した「玉藏院」を指す可能性が考えられる。その他の東光坊・真光坊・金藏坊・福泉坊・大泉坊・小納言・延寿坊・形部坊・孫九郎坊についても富士郡下方地域で活動していた修験と思われ、おそらく壱番衆・式番衆に根方地区、加島地区の修験というまとまりがあつたのではないか。

近世の村山修験では、村山三坊（辻坊・池西坊・大鏡坊）に同行（下修験）の修験者が付属するかたちで組織されている。具体的には、辻坊の同行は長坊・峯坊・泉養坊・中尾坊、池西坊の同行は三如坊・阿伽井坊・原田坊・大鏡坊の同行は蓮如である。この文書には、天文年間に本宮（富士市大宮町）近辺に住居、阿伽井坊は天文・天正年間ま

で鍛冶屋瀬古村（富士市今泉）の金藏坊を兼帶、慶長年間に退転する原田坊も原田村（富士市原田）に住居していたとある。また阿伽井坊が兼帶した金藏坊は、根方地区の壹番衆・金藏坊のことと思われ、さらにこの阿伽井坊を天正年間に繼承する修験が、式番衆に含まれる孫九郎坊なのである。吉原坊が吉原宿近辺に住居する修験であつた可能性も考えられよう。

以上のことから考えて、中世後期までは村山修験の影響下にある富士郡上方地域

に加えて、東泉院が存在する下方地域まで村山修験の勢力が広がり、ともに富士山の山中で修行を行っていたことが想定される。

永禄十一年（一五六八）十二月、武田信玄は天文六年（一五三七）以来続いている今川氏との同盟を破棄し、駿河国に乱入する。翌五月、今川氏真は籠城していた遠江国懸河城を開城し、戦国大名としての今川氏は滅亡する。この戦乱の最中に東泉院大納言は、今川方の使者として越後国上杉氏の下を訪れている。その功に報いの形で、永禄十二年（一五六九）五月に今川氏真より富士山興法寺辻坊分である葛山采女正跡職と室六道之闕を与えられているが（『富知六所浅間神社文書』、『静岡県史』資料編7中世三十三七四六号）、大納言は駿河国の支配権を失っていた今川氏の側に従つていた模様である。

こうした大納言の動きに対しても武田氏は、永禄十三年正月に東泉院が別当職を握っていた下方五社のひとつ「富士六所浅間之別当職」を「久能寺几下」に与えている（『久能寺文書』、『静岡県史』資料編8中世四一一五二号）。さらに二年後の元亀三年（一五七二）六月十日には、東泉院そのものを久能寺の末寺とすることが定められる（『久能寺文書』、『静岡県史』資料編8中世四一四八九号）。この史料の宛所は「東泉院當住妙樂坊」とあるが、妙樂坊は天正七年（一五七九）の「駿府浅間社領當納積帳」でも確認できる久能寺の院家のひとつで（『静岡六所浅間神社文書』、『静岡県史』資料編8中世四一二四六号）、東泉院は村山修験との関係を切り離され、久能寺勢力の僧が既に入寺していた状況が読み取れる。妙樂坊は、天正三年（一五七五）二月に駿州東泉院ならびに寺産について、快円の譲りと先の印判状から緒が歴然であるとして安堵がされている。この快円は久能寺の院主をつとめた人物であり、おそらく東泉院には直接赴かなかつた代わりに、妙樂坊のような院家の

僧が当住して管理をしていたものと考えられる。この時期に再度東泉院の支配関係を確認する必要がなぜあつたのか、このこと自体が妙樂坊による東泉院の運営に対し異議を唱える勢力が在地にいた可能性を想定させる。水面下では東泉院大納言による巻き返しもあつたのではないか。

妙樂坊といつた久能寺の勢力に東泉院の支配を安堵していた武田氏があつたが、天正十年（一五八二）三月に滅亡し駿河国の支配権を失ってしまう。この年は六月に織田信長も本能寺の変で倒れるが、その後この地域は徳川家康によるいわゆる五ヶ国領有時代が天正十八年（一五九〇）の関東国替まで続いていく。こうした状況下で東泉院に再び大納言が帰寺し支配していた可能性をうかがわせる史料がある。天正十三年と推定されている葛山与右兵衛尉言上状であるが（『葛山文書』、『静岡県史』資料編8中世四一七八〇号）、この史料は富士山興法寺辻坊の支配権に関する葛山与右兵衛尉と東泉院が浜松の家康の前で相論した際のものである。与右兵衛尉は今川氏領有時代に東泉院が村山坊中を支配していたと主張することを「虚言」とし、辻坊を支配していた葛山助六郎が永禄十一年（一五六八）に「逆心」し欠落した際に、多門坊にて妻子が所持していた荷物から「今川殿御先祖之御判形」を得たものである、と主張している。また東泉院が「氏真様・氏政様御判形」（今川氏真・北条氏政判物）を所持することについて、「越國へ御使を申候刻被下候」とあり、東泉院が越後へ使者をつとめた際に下されたものとし、さらに辻坊の支配権についても、氏真が駿河国の支配権を回復した際という条件のついたもので、現在は無効であると主張する。これは先述した大納言が越後国に使者へ赴き、その功として辻坊分である葛山采女正跡職などを与えられた件を指したものと思われる。

ここに登場する葛山助六郎であるが、東京大学史料編纂所蔵写本『葛山系譜』により実名を頼慶といい、天文二十年（あるいは二十三年）に辻坊跡職を継承している（『村山浅間神社文書』、『静岡県史』資料編7中世三一二〇四五五号）。頼慶は永禄四年（一五六二）に米錢を借用するための質物として村山大鏡坊・弁鏡坊を入れ置き、そのまま返弁できなかつたようで、雪叟に支配権が移動している（『村山浅間神社文書』、『静岡県史』資料編7中世三一二九一〇号）。雪叟については『葛山系譜』に記載のない人物であるが、「富士山伝記并興法寺歴代写」（『村山浅間神社調査報告

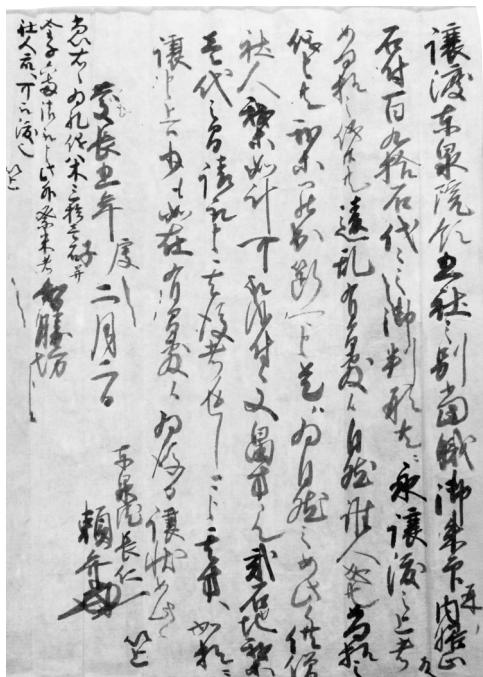
書「旧大鏡坊富士氏文書」K55号)において、富士山興法寺第五十一世の頼恵を「号雪山文達人也、亦名雪叟頼恵」と注記している。雪叟「雪山」と頼恵という解釈であるが、雪山については「葛山系譜」に「東泉院」と注記されており、東泉院伝來「中古以来代々靈簿」においても中興開山「大納言入道雪山」とあげられている人物である(六所家旧蔵資料)。つまり大納言は雪山と名乗っていた可能性は高いが、ただ「富士山伝記并興法寺曆代写」のみ大納言と頼恵を別人として扱っていることは注意したい。葛山与右兵衛尉については「葛山系譜」に備中守光経「重代輯録」(村山浅間神社調査報告書)「旧大鏡坊富士氏文書」K45号)に「大鏡坊頼慶子」とある人物であるが、「富士山伝記并興法寺曆代写」に光経は記されていない。

東泉院(大納言雪山)が天正十三年の相論で、村山坊中を支配していたと主張する理由は、強ち根拠のないものではなかつたということになる。葛山与右兵衛尉言上状では、東泉院は天正十年春には駿河国にいたが、同年六月から十二月までは相模國小田原におり、翌年正月に遠江国浜松(の徳川家康のもと)へ参上した、とその動向を伝える。また与右兵衛尉は東泉院に対して「当御代ニ罷成、女犯肉食いなし」しており、五人の宮僧は一人もおらず、社人二十五人も十人のみ、五社別當として管理しなければならない下方五社の修造も、その知行を「妻子のはくこミに計ニ仕候、何も妙樂坊の時、建立之仮殿のまゝ」であると批判するが、ここでは天正十三年段階で、大納言雪山が再び東泉院の支配権を回復していた状況を確認しておきたい。

天正十八年(一五九〇)に徳川家康が関東地方へ国替となると、駿河国は豊臣秀吉の勢力下に入り、東泉院も同年十二月に下方郷内一九〇石の支配を認めた朱印状を発給されている(菊池論考史料1「六所家旧蔵資料」、「静岡県史料」第二輯三九、四〇頁)。菊池氏がこの朱印状發給に関わると推定した稲葉兵庫頭書状(菊池論考史料2「静岡県史料」第二輯八七頁)には、雪山が上洛し「上様」と対面し、朱印状下付に尽力したことが記されている。但し、この史料は東泉院長仁に宛てられており、彼と雪山との関係は定かではないが、雪山と長仁が協力関係にあることは読み解けよう。

これ以後、駿河国は豊臣系の大名である中村一氏が支配したが、慶長四年(一五九九)の駿河一国検地の翌年、二月十五日付で横田村詮から朱印状が発給されている(菊池論考史料3、「静岡県史料」第二輯八八頁)。この史料で、東泉院領「九〇石を安堵されているのは智勝坊である。智勝坊は「駿府浅間社領納積帳」でも確認できる久能寺の院家のひとつで、東泉院伝來「東泉院代々先師出處等」(六所家旧蔵資料)に快印とある人物である。つまり、東泉院への入院前は久能寺の智勝坊にいたことになる。入院の時期は慶長五年二月一日である。再度、東泉院が久能寺の勢力に入ったことになるが、慶長五年二月二日付で東泉院長仁頼弁から智勝坊に宛てた東泉院領および別当職を譲った史料が残っている(六所家旧蔵資料)。

〔写真〕東泉院長仁頼弁譲状



讓渡東泉院領五社之別當職御朱印并内膳正殿石付百九拾石、代々之御判形共二  
永讓渡之上者、如何様之儀候共違乱有間敷候、自然誰人成共如何様之儀申候、又  
我等罷出斷可申候、是ハ為自然之如此候、供僧・社人我等如計可被仰付候、又

畠方ニテ武石地我等老代之間請取申候、其後者返し可申候、其方へ加様ニ譲申候上ハ、少も如在有間敷候、為後日譲状如此候、以上

詮から智勝坊に安堵された同年二月十五日以前に、既に長仁頼弁に安堵がされてい

たようである。この譲状を契機に、東泉院から村山修驗の流れを汲む一族は離れる

ことになり、以後は真言宗の一寺院として確立し、安定期して師資相承されていくこ

とになつていつたのではないだろうか。

長仁頼弁が東泉院の支配権を譲ることになった理由は、譲状からは先却された状況が窺える。また全阿弥（内田政次）の書状から売却後の状況についても多少窺え

るようである。十二月十三日付全阿弥書状（菊池論考史料4「六所家旧蔵資料」、「静

岡県史料」第二輯八八・八九頁）で、朱印状發給を要求していた東泉院に対し、

全阿弥は「早々東泉寺へ被成御移」と述べている。この東泉寺とは東泉院のことと

思われるが、全阿弥の書状が到来した時期に東泉院とある人物は、まだ東泉院へ入

寺していない。この書状の出された時期を、菊池氏は慶長六年（一六〇一）から八

年間、中でも慶長七年を有力視している。この時期、既に東泉院は頼弁から快印

に譲られていたはずであるが、実際は未だ東泉院に入寺を果していなかつた可能性

が出てくる。頼弁譲状は慶長五年二月であるが、同年は九月十五日に閑ヶ原の戦い

もあって、その後駿河国は再び徳川家康の勢力下に入ることになつていく。東泉院

が全阿弥に朱印状發給の運動を行つてゐた理由も、新たな支配者による保証を求め

たものであるが、「惣國御取籠」という一文のある全阿弥書状も、閑ヶ原の戦いによ

る事後処理を指したものかも知れない。

第一輯四一頁）では、兵部卿に宛てて「東泉院之儀、一度被渡候而、又押入、檜柏など取被申候由候、其方事者、一度げんそく候て又左様ニ東泉院へ押入候事いか、子細候哉」と非難している。菊池氏はこの書状の出された時期を慶長十年（一六〇八）以前、中でも慶長九年以前である可能性を指摘されているが、そうなるとこの書状に登場する兵部卿は、東泉院を退寺した後の長仁頼弁の還俗した姿であった可能性が高いのではないだろうか。

慶長四年（一五九九）六月吉日「駿州富士郡瀬子之内御朱印下東泉院分限帳」（六所家旧蔵資料）では、東泉院境内の中で東泉院居屋敷が武畠拾武歩、雪山居屋敷が壱畠五歩となる。東泉院居屋敷は雪山居屋敷の倍の大きさとなる。ここから考え

て、東泉院居屋敷には東泉院を繼承した長仁頼弁が、雪山居屋敷には大納言（雪山）が居住していたものと考えられる。おそらくは雪山居屋敷は隠居所としての性格をもつていたもので、雪山と長仁とは親子関係にあつた可能性が高いのではないだろ

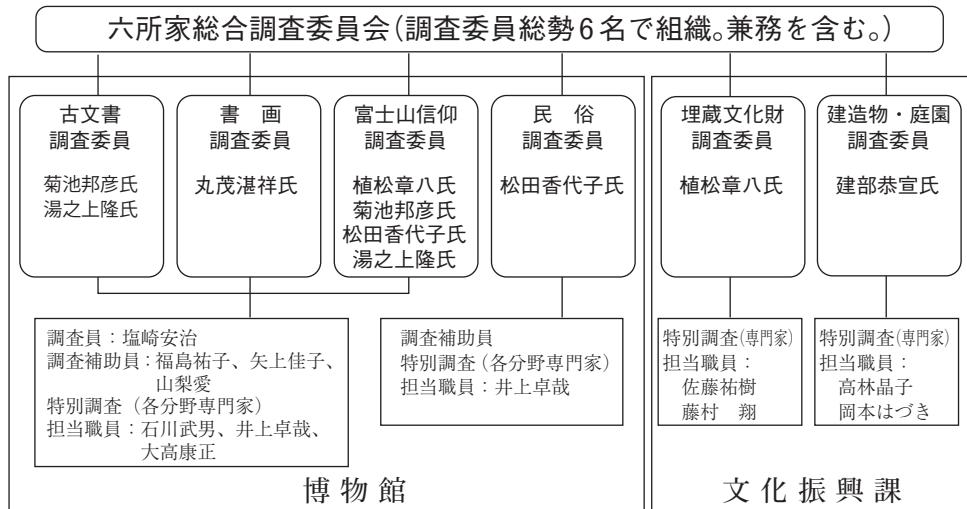
うか。

雪山の居屋敷に「ミカン巻本」があつたことは、菊池論考で詳しく指摘されているが、全阿弥の十月二十六日付書状とは、東泉院を退寺していったかつての長仁頼弁である兵部卿が、蜜柑の権利を主張して取つてしまつたものと解釈できよう。慶長十年（一六〇五）十月の全阿弥による東泉院への定書（菊池論考史料9「六所家旧蔵資料」、「静岡県史料」第二輯四二頁）も、慶長十年という時期を考えれば、その宛所は智勝坊快印に対して出されたものであり、蜜柑の一件にあるような退寺したはずの兵部卿たちの違乱を禁じるために發給された、東泉院から求めた禁制と考えるべきではないだろうか。

中世後期から近世初期にかけて、その支配関係を何度か推移させてゐる東泉院ではあるが、今まで伝來する史料群に各々の勢力下における史料を共に伝来することに聊か違和感を覚えていた。本稿の考察により、この理由が慶長五年二月一日に

東泉院長仁頼弁から智勝坊快印へと、重書を含めた権利の譲渡が成されていたこと

平成 22 年度 六所家総合調査委員会 組織概要図



総合調査委員会委員 (敬称略・50音順)		
氏名	経歴・役職等	主に担当する分野等
植松章八	富士市文化財保護審議会委員 静岡県史編纂室事務局経験者	埋蔵文化財にかかる調査指導
菊池邦彦	東京都立産業技術高等専門学校教授	近世古文書調査指導
建部恭宣	富士市文化財保護審議会委員 元日本建築専門学校教授	建造物・庭園にかかる調査指導
松田香代子	富士市文化財保護審議会委員 愛知大学非常勤講師	民俗資料調査指導
丸茂湛祥 (会長)	富士市文化財保護審議会委員 元立正大学講師	書画等美術工芸品調査指導
湯之上隆 (副会長)	静岡大学人文学部教授	中世～近世古文書調査指導

六所家総合調査だより 第 7 号

発行日 平成 22 年 (2010) 8 月 31 日

発行・編集 富士市立博物館  
静岡県富士市伝法 66-2  
Tel 0545-21-3380 · Fax 0545-21-3398

印刷 株沼津印刷